## 議案第九号

三朝右岸幹線管渠築造工事(その1) 請負契約の締結についての議決の

変更について

次のと おり三朝右岸幹線管渠築造工事(その!) 請負契約 Ø) 結について (昭和二十二年法: の議決 昭

第六十七号) 第九十六条第 項の規定により、 本 議 会 の 議決を求める。

六十年十一月二十五日)の一部を変更することについて、

地方自

治法

昭

和 六十 年二月二十八日

朝 ĦŢ 安 田

郎

昭和六壱年弐月廿八日

原案可決

三朝町議会議長 名越典由

四

**!** |

